

第2グループホームふるさと重要事項説明書

(指定認知症対応型共同生活介護事業)

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業)

<令和5年 11月 1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 ふるさと
代表者名	理事長 北島 淳朗
所在地・連絡先	(住所) 〒851-3502 長崎県西海市西海町川内郷1484番地 (電話) 0959-32-0785 (FAX) 0959-32-2031

2 事業所の概要

事業所の名称	第2グループホーム ふるさと
事業所番号	4272300197
管理者の氏名	さくら棟 野田光浩
	もくれん棟 樋口卓也
所在地・連絡先	(住所) 〒851-3504 長崎県西海市西海町木場郷1445番地 (電話) 0959-32-2266 (FAX) 0959-32-2267
サービスを提供する地域	西海市

3 共同生活介護の目的及び運営方針

(1) 目的

社会福祉法人ふるさとが開設する「第2グループホームふるさと」(以下「事業所」という)が行う指定認知症対応型共同生活介護及び、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従業者が、認知症を伴う要介護または要支援状態の高齢者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護及び、介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

①指定居宅サービスに該当する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、認知症を伴う要介護または要支援状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の

介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) その他

事 項	内 容
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成及び事後評価	<p>計画作成担当者が、利用者、ご家族様の直面している課題等を評価し、利用者、ご家族様の希望を踏まえて、介護従業者と協議の上、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成します。</p> <p>また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。</p>

4 設備の概要

(1) 構造等

敷 地		4, 7 9 1. 1 5 m ²
建 物	構 造	木造2階建て
	述べ床面積	6 9 3. 7 0 m ²
	利用定員	1 8 名

(2) 居室

居室の種類	室 数	面積（一人あたりの面積）	備 考
1人部屋	1 8	2 1 6. 0 0 m ² （1 2. 0 0 m ² ）	

(3) 主な設備

設 備	室 数	面積（一人あたりの面積）	備 考
居間/食堂/台所	2	2 2 8. 6 0 m ² （1 2. 7 0 m ² ）	
事務室	1	1 4. 0 0 m ²	
トイレ	1 4		
浴室	2		

5 職員の体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤換算 後の人数 (人)	備 考
		常 勤 (人)		非常勤 (人)			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管 理 者	2		2			0.8	
計画作成担当	2		2			0.4	
介 護 職 員	12	7	4	1		12.4	
看護師	1		1			0.2	

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制
管 理 者	B (9 : 00 ~ 18 : 00)
介 護 職	A (7 : 00 ~ 16 : 00) D (13:00 ~ 22:00) B (9 : 00 ~ 18 : 00) 夜勤 (21:50 ~ 7 : 10) C (8 : 00 ~ 17 : 00)

7 サービスの内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

食事、掃除、その他の家事等について、介護従業者がお客様のお手伝いをします。

種 類	内 容
介護計画の立案	利用者に応じた介護計画を立案いたします。
日常生活の援助	食事、掃除などの家事や入浴、排泄のお手伝いを行います。
レクリエーション等	手芸クラブ・書道クラブ・ドライブ・小旅行
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。

イ 費用

原則として自己負担割合に相当する額が利用者の負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

【料金表】

令和3年4月1日厚生労働省告示

要介護度	負担料（1割の場合）					
	基本単価 （1日）	医療連携体制 加算（1日）	サービス提供 体制強化加算	処遇改善加算	特定処遇 改善加算	30日換算
要支援2	748円		22円	85円	24円	26,380円
要介護1	752円	39円	22円	90円	25円	27,853円
要介護2	787円	39円	22円	94円	26円	29,053円
要介護3	811円	39円	22円	97円	27円	29,875円
要介護4	827円	39円	22円	99円	28円	30,423円
要介護5	844円	39円	22円	100円	28円	31,006円

＜備考＞

- ※ 入居から30日間は1日当り30円が初期加算として加算されます。
- ※ 医療機関へ1ヶ月以上入院した後、退院し再入居される場合は1日当たり30円が初期加算として加算されます。
- ※ 医療機関へ入院し退院後も当施設への入居を望まれる場合、1ヶ月に6日を限度とし1日246円が算定されます。
- ※ 医療連携体制加算（I）として1日当たり39円が加算されます。
- ※ サービス体制強化加算（I）・・・1日当たり22円
（介護職員のうち、介護福祉士が70%以上であること）
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算・・・口腔ケア機能低下を早期に確認し、適切な管理を行い口腔機能低下の重症化の予防、維持、回復等に繋げる加算・・・6ヶ月に1回 20円
- ※ 口腔衛生管理体制加算・・・歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている・・・1ヶ月30円
- ※ 処遇改善加算（基本単価＋医療連携体制加算＋サービス提供体制加算）×11.1%
- ※ 特定処遇改善加算（基本単価＋医療連携体制加算＋サービス提供体制加算）×3.1%
- ※ ベースアップ加算（基本単価＋医療連携体制加算＋サービス提供加算）×2.3%
- ※ 科学的介護推進体制加算・・・利用者様のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者様の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している・・・1ヶ月40円
- ※ 栄養管理体制加算・・・管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うこと・・・1ヶ月30円
- ※ 認知症専門ケア加算・・・1日当たり3円
（医師より認知症老人日常生活自立度がⅢ～Mと判定された方）
- ※ 若年性認知症利用者受け入れ加算・・・1日当たり120円
（認知症と診断された65歳未満の方）
- ※ その他、ご利用者の状況によって、看取り介護加算（死亡日以前30日を上限として死亡月に加算：1日当たり144円）や退居時相談援助加算（グループホームを退居し、居宅サービスや他の地域密着型サービスを利用する場合の相談支援：1回400円）が生じる場合があります。

※短期利用（ショートステイ）の場合

一つの共同生活住居（ユニット）につき定員の枠内で1名を限度として、あらかじめ30日以内の期間定めてサービス提供を行なった場合に算定する。

要介護度	負担料（1割の場合）					
	基本単価 （1日）	医療連携体制 加算（1日）	サービス提供 体制強化加算	処遇改善加 算	特定処遇改 善加算	30日換算
要支援2	776円		22円	89円	25円	27,339円
要介護1	780円	39円	22円	93円	26円	28,812円
要介護2	816円	39円	22円	97円	27円	30,046円
要介護3	840円	39円	22円	100円	28円	30,868円
要介護4	857円	39円	22円	102円	28円	31,451円

要介護5	873円	39円	22円	104円	29円	31,999円
------	------	-----	-----	------	-----	---------

【料金表】

【料金表】令和3年4月1日厚生労働省告示

要介護度	負担料（2割の場合）					
	基本単価 （1日）	医療連携体制 加算（1日）	サービス提供 体制強化加算	処遇改善 加算	特定処遇 改善加算	30日換算
要支援2	1,496円		44円	171円	48円	52,760円
要介護1	1,504円	78円	44円	181円	50円	55,707円
要介護2	1,574円	78円	44円	188円	53円	58,105円
要介護3	1,622円	78円	44円	194円	54円	59,750円
要介護4	1,654円	78円	44円	197円	55円	60,846円
要介護5	1,688円	78円	44円	201円	56円	62,010円

＜備考＞

- ※ 入居から30日間は1日当り60円が初期加算として加算されます。
- ※ 医療機関へ1ヶ月以上入院した後、退院し再入居される場合は1日当たり60円が初期加算として加算されます。
- ※ 医療機関へ入院し退院後も当施設への入居を望まれる場合、1ヶ月に6日を限度とし1日492円が算定されます。
- ※ 医療連携体制加算（I）として1日当たり78円が加算されます。
- ※ サービス体制強化加算（I）…1日当たり44円
（介護職員のうち、介護福祉士が70%以上であること）…6ヶ月に1回 40円
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算…口腔ケア機能低下を早期に確認し、適切な管理を行い口腔機能低下の重症化の予防、維持、回復等に繋げる加算
- ※ 口腔衛生管理体制加算…歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている…1ヶ月60円
- ※ 処遇改善加算（基本単価＋医療連携体制加算＋サービス提供体制加算）×11.1%
- ※ 特定処遇改善加算（基本単価＋医療連携体制加算＋サービス提供体制加算）×3.1%
- ※ ベースアップ加算（基本単価＋医療連携体制加算＋サービス提供加算）×2.3%
- ※ 科学的介護推進体制加算…利用者様のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者様の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している…1ヶ月80円
- ※ 栄養管理体制加算…管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うこと…1ヶ月60円
- ※ 認知症専門ケア加算…1日当たり6円
（医師より認知症老人日常生活自立度がⅢ～Mと判定された方）
- ※ 若年性認知症利用者受け入れ加算…1日当たり240円
（認知症と診断された65歳未満の方）
- ※ その他、ご利用者の状況によって、看取り介護加算（死亡日以前30日を上限として死亡月に加算：1日当たり288円）や退居時相談援助加算（グループホームを退居し、居宅サービスや他の地域密着型サービスを利用する場合の相談支援：1回800円）が生じる場合があります。

※短期利用（ショートステイ）の場合

一つの共同生活住居（ユニット）につき定員の枠内で1名を限度として、あらかじめ30日以内の期間定めてサービス提供を行なった場合に算定する。

要介護度	負担料（2割の場合）					
	基本単価 （1日）	医療連携体制 加算（1日）	サービス提供 体制強化加算	処遇改善 加算	特定処遇改 善加算	30日換算
要支援2	1,552円		44円	177円	49円	54,679円
要介護1	1,560円	78円	44円	187円	52円	57,625円
要介護2	1,632円	78円	44円	195円	54円	60,092円
要介護3	1,680円	78円	44円	200円	56円	61,737円
要介護4	1,714円	78円	44円	204円	57円	62,901円

要介護5	1,746円	78円	44円	207円	58円	63,997円
------	--------	-----	-----	------	-----	---------

【料金表】

【料金表】令和3年4月1日厚生労働省告示

要介護度	負担料（3割の場合）					
	基本単価 （1日）	医療連携体制加 算（1日）	サービス提供体 制強化加算	処遇改善加 算	特定処遇改善 加算	30日換算
要支援2	2,244円		66円	256円	72円	79,140円
要介護1	2,256円	117円	66円	271円	76円	83,560円
要介護2	2,361円	117円	66円	282円	79円	87,158円
要介護3	2,433円	117円	66円	290円	81円	89,624円
要介護4	2,481円	117円	66円	296円	83円	91,269円
要介護5	2,532円	117円	66円	301円	84円	93,016円

<備考>

- ※ 入居から30日間は1日当たり90円が初期加算として加算されます。
- ※ 医療機関へ1ヶ月以上入院した後、退院し再入居される場合は1日当たり90円が初期加算として加算されます。
- ※ 医療機関へ入院し退院後も当施設への入居を望まれる場合、1ヶ月に6日を限度とし1日738円が算定されます。
- ※ 医療連携体制加算（I）として1日当たり117円が加算されます。
- ※ サービス体制強化加算（I）…1日当たり66円
（介護職員のうち、介護福祉士が70%以上であること）
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算…口腔ケア機能低下を早期に確認し、適切な管理を行い口腔機能低下の重症化の予防、維持、回復等に繋げる加算…6ヶ月に1回 60円
- ※ 口腔衛生管理体制加算…歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている…1ヶ月90円
- ※ 処遇改善加算（基本単価＋医療連携体制加算＋サービス提供体制加算）×11.1%
- ※ 特定処遇改善加算（基本単価＋医療連携体制加算＋サービス提供体制加算）×3.1%
- ※ ベースアップ加算（基本単価＋医療連携体制加算＋サービス提供加算）×2.3%
- ※ 科学的介護推進体制加算…利用者様のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者様の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している…1ヶ月120円
- ※ 栄養管理体制加算…管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うこと…1ヶ月90円
- ※ 認知症専門ケア加算…1日当たり9円
（医師より認知症老人日常生活自立度がⅢ～Mと判定された方）
- ※ 若年性認知症利用者受け入れ加算…1日当たり360円
（認知症と診断された65歳未満の方）
- ※ その他、ご利用者の状況によって、看取り介護加算（死亡日以前30日を上限として死亡月に加算：1日当たり432円）や退居時相談援助加算（グループホームを退居し、居宅サービスや他の地域密着型サービスを利用する場合の相談支援：1回1,200円）が生じる場合があります。

※短期利用（ショートステイ）の場合

一つの共同生活住居（ユニット）につき定員の枠内で1名を限度として、あらかじめ30日以内の期間定めてサービス提供を行なった場合に算定する。

要介護度	負担料（3割の場合）					
	基本単価 （1日）	医療連携体制加 算（1日）	サービス提供体 制強化加算	処遇改善加 算	特定処遇改善 加算	30日換算
要支援2	2,328円		66円	266円	74円	82,018円
要介護1	2,340円	117円	66円	280円	78円	86,438円
要介護2	2,448円	117円	66円	292円	82円	90,138円
要介護3	2,520円	117円	66円	300円	84円	92,605円
要介護4	2,571円	117円	66円	306円	85円	94,352円

要介護5	2,619円	117円	66円	311円	87円	95,997円
------	--------	------	-----	------	-----	---------

(2) 介護保険給付対象外サービス
 利用料の全額を負担していただきます。

種 類	内 容	利 用 料
管理費	居室、生活空間管理費として徴収いたします。	1日につき 1,000円
光熱費	水道光熱費として徴収いたします。	1日100円
食材料費	栄養のバランスと楽しい食事ができるメニューにて提供します。(おやつを含みませ)	朝食 300円 昼食 450円 夕食 450円
理美容	理美容免許有資格者による理美容サービスを利用いただけます。	1回につき 1,500円
レクリエーション 行事	主なレクリエーション行事 近隣観光地（HTBなど）等への小旅行 ※参加されるか否かは任意です。	実費をご負担いただきます
健康管理	結核検診、インフルエンザなどの予防接種など健康管理にかかる費用です。	実費をご負担いただきます
おむつ代他	おむつやパットを使用される方にかかる費用です。	実費をご負担いただきます

○ その他の費用

食材料費その他認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。

8 利用料等のお支払方法

毎月、20日までに「7 サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたしますので、当月末日までに下記の方法でお支払いください。

1)指定する口座へのお振り込み

十八親和銀行大串支店

普通預金（口座番号 3055792）

口座名義 第2グループホームふるさと

※入金確認後、領収証を発行します。

2)口座引落

3)現金にて事務所へ支払い

*利用料金は、暦月による利用料金の合計額を翌月に毎月お支払い下さい。尚、利用期間が1ヶ月に満たない期間を利用した場合は、日割り計算にて算出いたします。

ます

9 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者	管理者 野田光浩 樋口卓也
	ご利用時間	9：00～18：00
	ご利用方法	電話（ 0959-32-2266 ） 面接（当事業所相談室） 苦情箱（玄関に設置）

※次の公的機関において苦情申し出ができます。

- 西海市保健福祉部長寿介護課
西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 **2278-1**
電話： **0959-37-0024**
受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）
- 西海市社会福祉協議会
西海市西海町黒口郷 **1477-1**
電話： **0959-29-4081**
受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）
- 長崎県福祉保健部長寿社会課
長崎市尾上町 **3-1**
電話： **095-895-2431**
受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）
- 国民健康保険団体連合会
長崎市今博多町 **8番地 2**
電話： **095-826-7291**
受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

※苦情処理第三者委員

公平中立な立場で苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

- ふるさと家族会会長 中田 敏幸 電話： **0959-32-1345**
- 西海市長寿介護課課長 林 浩之 電話： **0959-37-0024**
- 西海市社会福祉協議会会長 宮崎 正宏 電話： **0959-29-4081**

10. 運営推進会議の設置

事業者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

- ・構成：利用者ご家族代表、民生委員、地域包括支援センター職員等

- ・開催：概ね年6回開催
 - ・議事録：内容・評価・要望・助言等について記録作成し開示
- 1 1 緊急時の対応
 - サービス提供時に利用者の病状が急変した場合などには、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。
 - 1 2 事故発生時の対応と賠償責任について
 - サービス事業により事故が発生した場合には、家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、損害の発生について利用者様に故意、または過失が認められた場合、利用者様の心身の状況を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。
 - 1 3 衛生管理について（感染症の発生及び蔓延防止について）
 - 当該事業所は、感染症の発生及び蔓延防止の観点から法人作成の感染防止対策 **BCP**(事業継続計画)に添って、委員会への参加・指針の整備・研修会(年2回)・訓練(シミュレーション)等の実施いたします。
 - 事業所の設備、備品等については消毒等の衛生管理を徹底し、空調設備により適切な温度管理を行います。
 - また、利用者、職員ともに手洗い、うがいを励行し、感染予防の徹底に努めます。
 - 1 4 守秘義務に関する対策
 - 事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。
 - 1 5 利用者の尊厳
 - 利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し従業員教育を行います。
 - 1 6 虐待防止に関する対策
 - 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - 1 7 身体拘束の禁止
 - 原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及び家族へ十分な説明をし、同意を得ます。また、身体的拘束等適正化検討委員会を開催し予防対策に努めるとともに、定期的に研修を行い、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。

1.8 非常災害時の対策

当事業所は、防災対策についても地域と連携を行い法人作成の防災対策 **BCP** (事業継続計画)に添って、研修の実施・訓練(シミュレーションの実施、)法人地域連携協力会議・地域の防災訓練・地域で開催の会議へも参加し、地域と一緒になり地域・高齢者の安全対策を実施いたします。

非常時の対応	別途定める「第2グループホームふるさと消防計画」にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び 防災設備	別途定める「第2グループホームふるさと 消防計画」にのっとり年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	76 個所	非常通報装置	あり
	避難路	5 個所	屋内消火栓	なし
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	9 個所	熱・煙感知器	81 箇所
	非常用発電機	1 機		
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	佐世保東消防署への届出日：平成30年11月1日 防火管理者：野田光浩			

1.9 協力医療機関等

①医療機関の名称	金森医院
院長名	金森 頼和
所在地	西海市西海町川内郷 1250 番地
診療科	内科
②医療機関の名称	たいら医院
院長名	平 稔
所在地	西海市西海町木場郷 528 番地 2
診療科	内科・外科
③医療機関の名称	真珠園療養所
院長名	藤丸 浩輔
所在地	西海市西彼町八木原郷 3453-1
診療科	精神科・内科・外科・皮膚科
④医療機関の名称	こむかえクリニック

院長名	田中 寿典
所在地	西海市西彼町小迎郷 2542-5
診療科	内科、耳鼻咽喉科、整形外科、皮膚科
⑤医療機関の名称	杏林病院
院長名	奥川 信治
所在地	佐世保市早苗町 491-14
診療科	総合内科、循環器科、外科、整形外科、脳神経外科
⑥医療機関の名称	福田外科
院長名	福田 俊郎
所在地	佐世保市藤原町 38-3
診療科	胃腸科、外科、整形外科、婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
⑦医療機関の名称	スマイルライン歯科
院長名	大串 博
所在地	佐世保市日宇町 678-3
診療科	歯科
⑧医療機関の名称	西彼歯科診療所
院長名	前田 哲治
所在地	西海市西彼町上岳郷 337-1
診療科	歯科
⑨医療機関の名称	田中医院
院長名	田中 雅子
所在地	佐世保市本島町 2-11
診療科	皮膚科
⑩医療機関の名称	大島ながたクリニック
院長名	永田 純一
所在地	西海市大島町 1895-3
診療科	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科 耳鼻科
⑪医療機関の名称	長崎セントノーヴァ病院
院長名	二瓶 正徳
所在地	西海市西彼町伊ノ浦郷 127
診療科	外科、リハビリテーション科、循環器内科、老年内科
⑫医療機関の名称	八木原わたなベクリニック
院長名	渡邊 健詞
所在地	西海市西彼町八木原郷 1523-1
診療科	外科、内科、人工透析外科

2 0 住居の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間の制限はありませんが、夜間（ 21:00 ～翌 6:00 ）は防犯上施錠しますので、その間の来訪は予めご連絡ください。来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行く先と帰宅日時、食事の有無を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	住居内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	住居内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	住居内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

2 1 地域密着型サービス外部評価について

事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けることを目的に運営推進会議を活用した外部評価を実施しています。

評価結果については、利用者及びその家族に情報提供するとともに、福祉医療機構（**WAMNET**）の福祉サービス評価情報への掲載するほか、法人ホームページへの記載及び事業所内の見やすい場所への掲示の方法により公表しています。

【実施の有無】	毎年1回
【地域密着型サービス外部評価】	運営推進会議
【評価結果の開示状況】	WAMNET 評価情報及び当法人ウェブサイト、事業所内にて開示

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

説明者 職 名 管理者

氏 名

印

私は、重要事項説明書に基づいて、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

印

身元引受人 利用者代理人（選任した場合）
住 所

氏 名

印

連帯保証人 連 絡 先

住 所

氏 名

印

連 絡 先